

／ 健保と年金 ／

# ほっと便

2022

6

わかやま

九度山町 しいのぼりの丹生川渡し

主な内容

- P2 在職老齢年金の計算方法
- P3 「職場の健康づくり」サポート（無料）をご活用ください
- 〃 限度額適用認定証の申請について
- P4 令和4年度版「社会保険の事務手続」の送付／社会保険クイズ



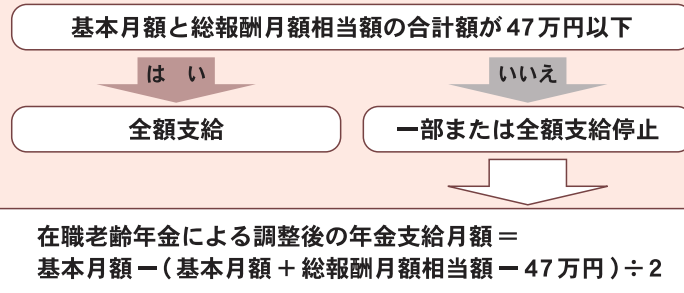
## 在職老齢年金の計算方法

在職し厚生年金保険の被保険者となっている場合、受給されている老齢厚生年金の基本月額<sup>\*</sup>と総報酬月額相当額に応じて年金額が支給停止となる場合があります。

※ 加給年金を除いた老齢厚生（退職共済）年金（報酬比例部分）の月額

### 計算方法

#### 在職老齢年金の計算方法のフローチャート



#### 在職老齢年金による調整後の年金支給月額の計算式

- 基本月額と総報酬月額相当額との合計が47万円以下の場合 …… 全額支給
- 基本月額と総報酬月額相当額との合計が47万円を超える場合 ……

$$\text{基本月額} - (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}) \div 2$$

#### 留意事項

- 厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに基本月額を算出します。
- 厚生年金基金の加入期間がある人の年金は、老齢厚生年金のうち報酬比例部分の一部が代行部分として厚生年金基金から支払われます。このため、在職老齢年金の停止額を計算するにあたっては、代行部分を国が支払うべき年金額とみなして、基本月額を算出します。
- 年金支給月額がマイナスになる場合は、老齢厚生年金（加給年金額を含む）は全額支給停止となります。
- 老齢基礎年金および経過的加算額は全額支給となります。
- 70歳以上の方については、厚生年金保険の被保険者ではありませんので、保険料負担はありません。

#### 支給停止期間や支給停止額の変更時期

##### 支給停止期間

- 基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超えている期間

##### 支給停止額の変更時期

- 総報酬月額相当額が変わった月または退職日の翌月<sup>\*</sup>  
※ 退職して1カ月以内に再就職し、厚生年金保険に加入した場合を除く



#### 年金の受給権が発生した後の被保険者期間が年金額に反映される時期

令和4年4月以降、在職老齢年金を受けている65歳以上の方が9月1日に厚生年金保険へ加入しているとき、翌月（10月）から年金額が見直されます

- 厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受けている65歳以上70歳未満の方が、基準日の9月1日において被保険者であるときは、翌月の10月分の年金額から見直されます。年金額に反映されていない前年9月から当年8月までの厚生年金保険に加入していた期間を追加して、年金額の再計算が行われます。

※ 令和4年10月分については、65歳到達月から令和4年8月までの厚生年金保険に加入していた期間も、再計算の対象となります。

※ 年金額が再計算された結果、支給停止額が変更となる場合があります。

#### ● お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432

協会けんぽ和歌山支部

加入事業所様対象

## 「職場の健康づくり」サポート(無料)をご活用ください

働き盛り世代の健康を守るために、従業員の健康づくりに取り組む「健康経営®」の考え方が、今、注目されています。協会けんぽのサポートを活用し、取り組みを進めましょう。

※「健康経営」は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

サポート①

### 健康講座の開催

保健師や管理栄養士等の専門家が職場を訪問し、健康な毎日を送るために役立つ実践法を楽しくお伝えします。

※オンラインで受講していただくことも可能です。

#### 【講座の例】

- 腰痛・肩こり解消でお仕事効率UP!
- ビジョントレーニングと眼病予防
- 睡眠と健康でやる気UP! 良眠のススメ
- 職場でとりくむストレスマネジメント
- 最新の知識を知ろう!

感染症と共に生きるコツ 等



サポート②

### Inbody測定会の開催

専門家が職場にお伺いし、部位別の筋肉量や体脂肪量、基礎代謝量など、普通の体重計では計測できない体のことがわかります。



サポート③

### サポート機器の貸出


職場に設置できるよう、貸出を行っています。

- 血管年齢測定器
- 血圧計 + 体重体組成計
- フードモデル (塩分・糖分啓発)



### サポートの利用は「わかやま健康づくりチャレンジ運動」の登録が必須です!

わかやま健康づくりチャレンジ運動は、協会けんぽと和歌山県が共同で、職場の健康づくりに取り組む事業所をバックアップする運動です。サポートの利用には本運動への登録が必須ですので、まだ登録されていない場合は、協会けんぽ和歌山支部へ申込書をご提出ください。

協会けんぽ和歌山 チャレンジ 検索 

● お問い合わせ先 …………… 企画総務グループ 073-421-3101

入院することになったけど医療費が心配…。

月々の通院や薬局の医療費が高額…。

## そんなときは…「限度額適用認定証」をご申請ください

事前に限度額適用認定証の交付を受けて、病院の窓口で保険証とあわせて提示すると、医療費の支払いを自己負担限度額(※)までに抑えることができます。

(※) 自己負担限度額は標準報酬月額によって決定します。



① 協会けんぽ和歌山支部へ申請書を提出

② 限度額適用認定証をお届け (1週間程度)

③ 医療機関等の窓口で保険証とあわせて提示

※ 申請書は協会けんぽホームページよりダウンロードできます

例) 総医療費：100万円、標準報酬月額：28～50万円(区分ウ) 窓口負担：3割の方の場合

#### 【限度額適用認定証を利用していない場合】

▶ 病院窓口での支払金額：300,000円  
(総医療費1,000,000円×3割)

※ 高額療養費の申請により払い戻しを受けられます。

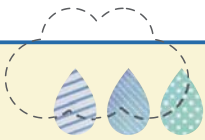


#### 【限度額適用認定証を利用した場合】

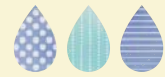
▶ 病院窓口での支払金額：87,430円  
80,100円+(総医療費1,000,000円-267,000円)×1%



● お問い合わせ先 …………… 業務グループ 073-421-3102



## 令和4年度版『社会保険の事務手続』の送付について



今年度も算定基礎届、月額変更届などの届出に関する解説や記入例を分かりやすく記載した参考図書を購入しましたので、会員事業所様へ送付いたします。

冊子の裏面には厚生年金保険料をはじめ、協会けんぽ和歌山支部の健康保険料等を記載していますので、是非ご活用ください。

こうした事業は、事業主の皆様へ納入いただいています社会保険協会費によって運営しております。引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一般財団法人 和歌山県社会保険協会



## 社会保険クイズ

月額変更届に関するクイズです。

昇給や降給など固定的賃金の変動に伴い、変動した月から3ヵ月に支給された報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた場合は、月額変更届が必要です。さて、次のケースで届出が必要なのは何番(複数あり)でしょうか。(↑→アップ、▼→ダウンを意味します。)

- ① 固定的賃金↑、非固定的賃金▼、2等級以上↑
- ② 固定的賃金▼、非固定的賃金↑、2等級以上▼
- ③ 固定的賃金↑、非固定的賃金↑、2等級以上↑
- ④ 固定的賃金▼、非固定的賃金↑、2等級以上↑
- ⑤ 固定的賃金↑、非固定的賃金▼、2等級以上▼

### ・固定的賃金の例…

月給、日給、家族手当、通勤手当、住宅手当、役付手当など

### ・非固定的賃金の例…

残業手当、能率手当、日直手当、精勤手当など

出題 一般財団法人和歌山県社会保険協会

### ご応募は!

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名⑤ご感想・ご意見等をご記入の上、2022年7月31日(日)までに下記あてにご応募ください。正解者の中から抽選で5名様に素敵な景品をお送りします。(景品の発送をもって発表にかえさせていただきます。)

ご応募いただいた際の個人情報、今回のクイズに係る業務に使用させていただいた後、当協会が責任をもって廃棄いたします。

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5階

一般財団法人和歌山県社会保険協会

### 4月号のクイズの答え

正解は、あ→2、い→3、う→1でした。

### 【20歳以上60歳未満の方が退職された場合】

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険や共済組合に加入している方(国民年金の第2号被保険者)及び第2号被保険者に扶養されている配偶者(国民年金の第3号被保険者)以外の方は、すべて国民年金の第1号被保険者になります。

退職された場合は、ご自身がお住いの市役所・町村役場で国民年金の第1号被保険者へ切り替える手続きが必要です。また、退職時に配偶者が国民年金の第3号被保険者であった場合も同様に手続きが必要です。

国民年金の第1号被保険者に該当することにより、国民年金保険料を納付する必要があります。しかしながら、納付が困難な場合などは「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行うことができます。

国民年金に加入するための手続き、国民年金保険料の免除・納付猶予制度等の詳細については、日本年金機構のホームページをご覧ください。



## ●発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎(073)426-1555 FAX(073)426-1565

・ホームページ <http://www.shahokyokai-wakayama.jp/>

・この広報紙は上記ホームページでもご覧いただけます →

